

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令

根 拠 条 項：第 3 条の 2

処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 17 条第 5 項（運搬証明書の書換え）

審 査 基 準：

標準処理期間：2 日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申 請 先：申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令

根 拠 条 項：第 3 条の 3

処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 17 条第 5 項（運搬証明書の再交付）

審 査 基 準：

標準処理期間：2 日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申 請 先：申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：